

独立行政法人情報処理推進機構 第四期中期目標

平成30年2月
令和2年2月改正
令和4年3月改正
令和4年8月改正

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」という。）に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としている。

IPAは経済産業省（旧通商産業省）の政策実施機関として、独立行政法人（以下「独法」という。）化以前は、ソフトウェア産業への資金供給を中心に事業を行うとともに、1990年代からは、ウイルス・不正アクセス情報・脆弱性に関する情報の収集と調査分析を実施し評価を得てきた。

平成16年の独法化以降は、ソフトウェアベンダーへの支援を行うだけでなく、複雑化・膨大化するシステムを踏まえ、その開発の高度化や信頼性の確保を進めるためソフトウェア・エンジニアリング・センター（SEC）を立ち上げてソフトウェアエンジニアリングに関する調査、研究、展開を推進するとともに、年々増大するサイバー攻撃に対するセキュリティの確保にも取り組んできた。また、情報処理技術者試験やスキル標準の整備、これらの一体的運用や、即戦力人材を大学で育成する観点から産学連携の推進等を実施してきた。

第三期中期目標においては、IPAに求められる役割を「社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上」「高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材」と定め、IPAは着実にそれら業務の強化を図ってきた。

一方、その間もサイバー攻撃の脅威は深刻度を増し、平成26年11月にはサイバーセキュリティ基本法が制定され、更には政府関係機関等へのサイバー攻撃による情報漏洩等の発生を踏まえ、平成28年4月にはサイバーセキュリティ基本法等が改正された。当該法改正等に基づき、IPAには、独法及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等（以下「独法等」という。）の情報システムに対する不正な活動の常時監視及び監査業務や、情報分野で初の法定国家資格となる情報処理安全確保支援士制度の運営業務が追加された。また、

世界で例を見ない制御系システムにおけるセキュリティ対策の中核機関も設立することとなった。これらはいずれも根幹的事業の追加であったが、緊急性が高く、極めて短い準備期間での対応を要したところ、IPAは、既存業務の着実な遂行と併せ、迅速かつ機動的に新たな業務のための実施体制を整備し、対応した。

これまでのIPAにおける主な成果は以下のとおりである。

1. 第一期（情報処理の推進）の主な成果
 - (1) ソフトウェア開発支援制度を抜本的に見直し、より効果的な基盤支援事業にシフト
 - (2) 情報セキュリティに対する的確な対応や国際承認アレンジメント（CCRA）など評価・認証の定着
 - (3) ソフトウェアエンジニアリング分野における日本最大の産学官連携拠点の形成
 - (4) ITスキル標準の改訂やスーパークリエータの発掘 等
2. 第二期（情報社会システムの安寧と健全な発展）の主な成果
 - (1) サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSSIP）の発足
 - (2) 電子政府推奨暗号リストの改訂の推進 等
 - (3) 重要インフラの信頼性対策／組込みソフトウェア開発に関する信頼性向上指針等の策定
 - (4) 文字情報基盤の環境整備／政府調達に関する技術標準（TRM）の整備
 - (5) 3スキル標準の整理統合による共通キャリア・スキルフレームワークの開発
 - (6) 未踏人材事業によるスーパークリエータの認定
3. 第三期（利用者視点に立った情報社会システムの安全性・信頼性の確保）の主な成果
 - (1) 情報セキュリティ対策の強化
 - ①重要インフラ企業や政府機関を狙う標的型サイバー攻撃の発覚等を受けて、「サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSSIP）」の活動を通じて、IPAを中心とした標的型攻撃対策網により、サイバー攻撃の早期発見・被害低減に貢献。また、「サイバーレスキュー隊（J-CRAT）」を立ち上げ、セキュリティ対処に十分な体制を持つことができていない企業、団体等への支援により、サイバー攻撃による被害の拡大防止に貢献。
 - ②企業で起きた内部不正事件等を受けて、経営者によるセキュリティ認識とリーダーシップの必要性を説く「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を経済産業省と共同で作成し、発行。
 - ③日本年金機構への標的型攻撃による大規模な情報漏えい事件等を受けて、我が国全体としてのサイバーセキュリティの安全かつ安定的な強化を確実な

ものとするため、サイバーセキュリティ基本法の改正等に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の監督の下、IPAに「独法等の情報システムの監視（第2GSOC）」体制を構築。また、「独法等の情報セキュリティ監査」業務をサイバーセキュリティ戦略本部から受託し、マネジメント監査及び情報システムに対する疑似的攻撃（ペネトレーションテスト）による検査を実施。さらに、情促法の改正に基づき、サイバーセキュリティ対策を担う専門人材を確保するため、新たに創設された国家資格「情報処理安全確保支援士制度」を着実に実施し、また、同支援士制度を普及促進。

④ウクライナ西部での大規模停電等を受けて、重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力を抜本的に強化するため、セキュリティ対策の中核拠点としての「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、約80名の研修生を受け入れ、実践的な演習・対策立案等のトレーニング（約1年）を開始。あわせて、こうした企業の経営層の認識を高め、そのリーダーシップにより、人材の育成・活用、組織体制の構築等が促進されるよう、最高情報セキュリティ責任者（CISO）等を対象とした短期プログラムの提供等も開始。

（2）情報処理システムの信頼性向上

①重要インフラ分野や企業等におけるシステム障害の再発防止や影響範囲の縮小につなげる観点から、企業・団体等におけるシステム障害情報の収集及び共有する体制を構築するとともに、「情報処理システム高信頼化教訓集」を随時公開。

②コネクテッドカーのハッキングによる遠隔操作等、IoT（Internet of Things）機器への侵入・のっとり攻撃が社会を脅かす懸念から、IoT製品の開発者が開発時に考慮すべきリスクや対策に関する検討事項をとりまとめた「つながる世界の開発指針」を発行。同指針はIoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省が策定した「IoTセキュリティガイドライン」に採用。

③オープンデータの公開や、組織間・組織内でのデータ交換を効率化するため、データに用いる用語やデータ構造を共通化（共通語彙基盤事業）し、組織や分野を超えた相互連携に貢献。また、正確な人名表記が求められる行政で必要となる約6万文字を整備（文字整備基盤事業）し、国際標準化を達成し、行政機関のコスト削減に貢献。

（3）高度なIT人材の育成

①（上記3.（1）③の一部を再掲）情促法の改正に基づき、サイバーセキュリティ対策を担う専門人材を確保するため、新たに創設された国家資格「情報処理安全確保支援士制度」を着実に実施し、また、同支援士制度を普及促進。

②「未踏人材発掘・育成事業」において、当期はこれまでに採択した未踏クリエータを100名輩出し、そのうち、特に優れた成果を上げた41名を「ス

「未踏クリエイター」として認定。また、未踏クリエイターの育成プログラムとして、以下の事業を実施。

- ・プロジェクトマネージャー（PM）と未踏クリエイター全員が参加し、相互に成果報告や意見交換を行う「八合目会議」、成果を広く公開する「成果報告会」を毎年実施。
- ・未踏クリエイターと産業界の交流の場として「未踏会議」を毎年開催し、クリエイターの起業・事業化につながるネットワークを構築。

③次代を担う若年層のセキュリティ人材を発掘・育成するセキュリティ・キャンプの全国大会では当期はこれまで184名が修了し、地方大会ではこれまで434名が修了。また、修了生の年度を超えた交流の促進の場としてセキュリティ・キャンプフォーラムを毎年開催。

④第4次産業革命に向けた新たな人材のスキル指標を整備。

4. 第四期中期目標期間の基本的な考え方

I P Aを取り巻く I C T（情報通信技術）社会の現状に目を向けると、近年、I o T、ビッグデータ（BD）、人工知能（A I）等の実用化に伴う第4次産業革命と呼ばれる産業構造の転換が世界規模で進みつつあり、今後、技術革新のスピードや、それに伴う社会経済情勢の変化がより一層加速していくことが見込まれる。これまでも我が国は、I T戦略を成長戦略の柱として位置づけ（「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定）、「科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定））、世界最高水準の I T利活用社会の実現や世界で最もイノベーションに適した国となることに向けて政府一丸となって取り組んできたが、第4次産業革命に伴う有望成長市場の創出は、「日本再興戦略」（平成28年6月閣議決定）においてもG D P 6 0 0兆円を目指す上での重要課題として位置付けられている。

そのためには、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す「S o c i e t y 5. 0」の実現に向けて、サイバーセキュリティ対策、I T人材の確保・育成、新たな技術の社会実装といった取組がますます重要となる。

特に、I C Tの利活用拡大とともに、脅威が増大しているサイバー攻撃への対応は急務である。政府関係機関や企業への標的型サイバー攻撃による情報漏洩等の被害が見られるなど、サイバー攻撃は高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、第四期中期目標期間中には、ラグビーワールドカップ2019日本大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベントの開催もあり、社会全体でのサイバーセキュリティ対策の強化が必要となっている。このような中、I P Aは、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の下、平成27年9月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」以降、サイバーセキュリテ

ィ政策の具現化を担う情報セキュリティの専門機関として所要の取組を行ってきた。

今後も引き続き、情報セキュリティ対策や時代を切り拓く I T 人材の確保・育成の取組強化により、世界最高水準の I C T 利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活の実現に貢献するとともに、I o T / B D / A I 時代の到来がもたらす社会経済情勢の急激な変化を、社会のあらゆる層が有効かつ安全に活用できるよう、常に最先端の技術動向をキャッチし、それらを役立つ形で発信して、I C T に関する社会基盤整備に貢献し続ける、社会全体の公器として親しまれる機関へ更に進化するよう、以下のミッションを遂行することが求められる。

- (1) より一層高度化・巧妙化・大規模化しているサイバー空間の脅威への対応を強化し、国民と社会の安全を守る。(以下のⅢ 1. を参照)
- (2) 社会の様々な人材に働きかけ、I T 人材の裾野を拡大し、高度な能力を持つ I T 人材のネットワークを形成する。(以下のⅢ 2. を参照)
- (3) 調査・分析機能を強化し、I C T に関する新しい潮流を常に捉え、役に立つ形で発信する。(以下のⅢ 3. を参照)

また、第 4 次産業革命など経済・社会全般にわたる急激な変革が訪れるなかで、I P A が、これらのミッションを遂行していくために、理事長等によるリーダーシップ並びに適切なマネジメントのもと、P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t i o n (P D C A) のサイクルを機能させ、以下のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥに掲げる取組について、柔軟かつ機動的な業務改革・組織改革を不断に推進していくこととする。

5. 令和 2 年 2 月 2 8 日における中期目標の変更について

令和元年 1 1 月 2 9 日、新たな課題への対応のため、情報処理の促進に関する法律を一部改正する法律(以下、「改正法」という。)が成立した(令和元年法律第 6 7 号)。

我が国は、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す「S o c i e t y 5 . 0」の実現を掲げている。この実現に向け、急速な技術革新に柔軟に対応できる、企業のデジタル面での経営改革・経営体制の確立、新たなデジタル技術の戦略的な活用を可能とするシステムの構築、社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくり、安全性の確保を官民双方で行い、社会横断的な基盤整備を行う必要がある。

このような政策課題の解決に向け、I P A の果たすべき役割はますます重要になってきている中、改正法により、I P A に業務が追加されたこと等を受け、第四期中期目標の変更を行う。新たな目標のもと、これら課題への対応を強力に推進していくこととする。

Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成30年4月から令和5年3月までの5年とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

第三期中期目標期間においては、社会的な要請や政策(成長戦略等)に基づき、IPAにとって新たな基幹となるべき業務が追加されるなど、IPAに求められる役割は、ますます重要なものになってきている。

第四期中期目標期間においても、第三期で実施してきた取組を継続しつつ、その時々における社会的な要請や政策等を踏まえ、IPAが果たすべきミッションを達成していく。

また、IPAの取組がより効率的・効果的に進むよう、必要に応じて関連する政府機関(中央府省庁及び独立行政法人等)、地方行政機関、国内外のセキュリティ機関及び中小企業団体等との連携も進めていく。

なお、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価については、以下1.～3.に掲げる「情報セキュリティ対策の強化」、「高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化」及び「ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化」それぞれを評価単位として行う。

1. 情報セキュリティ対策の強化

第四期中期目標期間中には、ラグビーワールドカップ2019日本大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などがあり、一方ではサイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化しており、社会インフラに甚大なダメージが発生するサイバーセキュリティのリスクは確実に高まっている。今後もその傾向は続くとともに、IoTの進展により、企業・重要インフラ・国民各層における情報セキュリティ対策は益々重要なものになると考えている。このため、第四期中期目標期間においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などや、その後の経済・社会活動の安定確保に向けて、第三期中期目標期間で取り組んだ情報セキュリティ対策の強化を継続しつつ、企業等に対するサイバー攻撃や予兆に関する情報を迅速に収集・分析・提供・共有する体制の拡充、重要インフラ企業等の現場で対応する高度な人材の輩出、中小企業及び国民一般のセキュリティ対策の取組の促進等、多岐にわたる情報セキュリティ対策の強化を推進する。

(1) サイバー攻撃等に関する情報収集、分析、提供、共有

① サイバーセキュリティ上の脅威への対応

- ・ 標的型攻撃や新たなサイバー攻撃に係る情報共有体制の強化・拡大及び被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援
- ・ 被害の未然防止のための措置等高度な対策等の提案に向けた情報収集先の拡大、情報の量及び質の向上
- ・ 国民からの相談・問い合わせの相談窓口の運営及び当該業務における適切な情報提供

② 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- ・「脆弱性関連情報届出受付制度」の実施並びに当該業務における脆弱性関連情報の提供及びその活用の推進
 - ・組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等の実施
 - ・脆弱性情報や攻撃・被害情報の収集・分析、危険回避対策の徹底を通じたサイバーセキュリティ上のリスク低減の促進
- ③社会的に重要な情報システム等に関する対策支援
- ・重要インフラ分野等（データ活用に積極的に取り組む企業・組織を含む。）の社会的に重要な情報システム等における、関係府省等の求めに応じた、セキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等
 - ・社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の普及
- (2) 重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力強化
- ・制御技術（O T）と情報技術（I T）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティ対策リスクに対応する人材・組織・システム・技術を創出
- (3) 非技術的要因を踏まえた調査、分析
- ・企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな情報セキュリティに係る脅威、課題等の抽出、分析、評価及びガイドライン等による情報提供
 - ・情報セキュリティ対策、データ利活用における情報保護、プライバシー・情報セキュリティ倫理に対する意識等に関する調査・分析及び情報提供
 - ・潜在的な情報セキュリティ上の脅威等の分析及び情報発信
- (4) セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供
- ・企業や国民一般における情報セキュリティ対策の普及促進に向けた取組実施
 - ・中小企業に対する情報セキュリティ対策に係るガイドラインや自己宣言制度等の普及促進、中小企業関連団体との連携拡大
 - ・国内外のセキュリティ関連組織等との連携
- (5) I T製品等のセキュリティ評価、認証等の実施
- ・「I T製品のセキュリティ評価及び認証制度」の実施並びにその活用促進に向けた評価・認証手続の改善等の取組実施
 - ・政府調達におけるI T機器等のセキュリティ要件、認証取得製品等の情報提供
 - ・制度所管官庁からの指示等に基づく、クラウドサービスの安全性評価に係る制度運営・審査業務の遅滞のない着実な実施（セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮しながら、評価の枠組みや管理基準等についてクラウドサービスに係る最新の技術的動向や海外動向の確認を継続的に行う。その上で、制度運営や審査の効率化等に資する効果的な改善の提案を制度所管官庁に対して行う。）
- (6) 暗号技術の調査及び評価
- ・CRYPTREC（C r y p t o g r a p h y R e s e a r c h a n d

Evaluation Committees)の事務局業務及び暗号アルゴリズムに関する利用実態調査の実施

- ・情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の現状・動向等の調査及びガイドライン等による情報提供
- ・「暗号モジュール試験及び認証制度」の実施並びに現状調査、情報提供等の実施

(7) 独法等に対する不正な通信の監視、監査

- ・NISCの監督の下における独法等の情報システムの監視
- ・サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく、独法等の情報セキュリティに関する監査、原因究明調査の実施

【指標】

本事業（上記1.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、我が国における情報セキュリティ対策が強化されるためには、企業や国民がセキュリティの意識を向上させ、その対策に取り組む行動が重要である。一方、IPAはセキュリティの専門的知見を活かして企業や国民を支援する役割を担っているが、IPA自身の知見も高めることや、セキュリティ対策の普及促進を図るためには他団体等との連携も必要である。このような考えのもと、以下の指標を設定する。

<指標1：重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策の強化（上記1.

(1) 関連) > 【基幹目標】

第四期中期目標期間において、IPAが提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を596社以上とする。

[指標水準の考え方]

重要インフラ関連分野においては、企業単独での実施にとどまらず、業界としての連携によるセキュリティ対策（業界間の情報共有体制への参加、業界ごとのガイドラインに沿った対策の実施等）が重要である。このため、J-C S I Pに参加する分野、組織（平成29年12月現在、11分野、227組織）の拡大を図るとともに、既存のJ-C S I P参加組織やそれ以外の重要インフラ関連企業も含め、IPAが提供するガイドライン（制御システムのセキュリティリスク分析ガイド等）の適用等の更なる取組を促していくことにより目標値の達成を目指すこととする。なお、新規・追加の取組を500社以上と設定した考え方は、NISCが創設したセプターカウンシル（※）の重要インフラ13分野のうち、「政府・行政サービス」及び「金融」分野を除く構成員数709組織と上記のJ-C S I P参加組織数227組織の差分を目安としたもの。

※各重要インフラ分野で整備されたセプター（重要インフラ事業者等の情報共有・分析機能及び当該機能を担う組織）で構成される協議会。

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

[重要度高・優先度高・難易度高]

サイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベントの開催、また、その後の経済・社会活動の安定確保を図るため、重要インフラ分野における情報セキュリティ対策の促進は、我が国における喫緊の重要課題であり、優先すべきものである。さらに、本指標は、情報セキュリティの専門的知見を活かしたIPAの活動の成果として、実際に重要インフラ関連企業等が取り組んだ結果（アウトカム）を測るものであり、その水準についても目標設定の目安としたJ-C S I Pの参加組織数を大幅に上回る、チャレンジングな目標である。

<指標2：中小企業におけるセキュリティ意識の向上（上記1.（4）関連）>
【基幹目標】

「SECURITY ACTION 制度」（中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度）に参加する中小企業数について、3大都市圏を除く36道県にて第四期中期目標期間終了時点で累計で70,000社以上（※）とする。参加企業の量的な増加だけでなく、参加企業の更なるセキュリティ対策レベルの引き上げも必要であることから、ステップアップ（一つ星取得企業が、次のステップとして、二つ星を取得すること等）についても参考指標とする。

※旧目標値である参加企業26,000社は、令和元年10月末時点では約87,000社となり目標を達成したため、このうち3大都市圏を除く36道県合計の参加企業である約37,000社からの増加に取り組むこととする。

[指標水準の考え方]

セキュアな社会の実現に向け、国内各地域の中小企業が情報セキュリティ対策を強化することが重要である。これを踏まえ、3大都市圏※を除く36道県にて、令和元年度の想定実績である約10,000社/年を上回る参加企業数の増加を実現することを目指して、累積参加企業数70,000社以上を達成することを目標に指標水準を設定する。

※3大都市圏は東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県、大阪圏：大阪府、兵庫県、京都府、奈良県。

※一つ星から二つ星へのステップアップ企業数は、令和元年10月末現在、252社。

[重要度高・優先度高・難易度高]

地域及びサプライチェーン全体での情報セキュリティ対策が急務となっている中、大企業にとどまらず、サプライチェーンの中核を構成する地域の中小企業における情報セキュリティ対策の促進とレベルアップは、

重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、国内の幅広い地域における中小企業の対策強化を目指すチャレンジングな水準の目標である。

<指標3：情報セキュリティ対策の企業への普及促進（上記1．（3）、（5）及び（6）関連）>

情報セキュリティに係る調査、分析の結果等に基づき、企業・組織・サプライチェーン全体における情報セキュリティ対策の取組を促すべく社会の要請に応じた対象者別（一般企業、中小企業、重要インフラ関連企業向け）のガイドライン等の整備、提供を行い、第四期中期目標期間中の累計普及数（ダウンロード件数、販売数、申込による無償配布など）を250,000件以上とするとともに、当該ガイドライン等に対する役立ち度を調査し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を第四期中期目標期間中に3分の2以上確保する。

[指標水準の考え方]

I P Aが整備・提供したガイドライン等が企業・組織に受け入れられているかどうか、セキュリティ対策強化に有用であるかどうかを測る指標として設定。想定普及対象として、大企業、一定以上の従業員規模を持つ中小企業（個人事業者を除く。）及びセプターカウンシルの各セプター構成員である重要インフラ関連事業者の合計値（約25万社）を目安として、目標水準を設定。ただし、実際の取組においては当該事業者以外の事業者も排除することなく、ガイドライン等の普及に向けた取組を行っていくこととする。

なお、累計普及数については、一般企業、中小企業、重要インフラ関連企業向けについて総数でカウントするが、どの層に重点を置いて取組を実施するかについては年度計画で具体化することとする。

<指標4：国民に対するサポート体制構築（上記1．（4）関連）>

我が国全体としての一般国民へのサポート体制を強化すべく、一般国民が情報セキュリティに関する相談先、情報収集先をどの程度認識しているかを把握し、その状況に応じて、I P Aが運営する安心相談窓口等との連携組織を毎年度拡大する。

[指標水準の考え方]

他団体等との連携を推進することにより、国民一般に対するセキュリティに係る支援体制の充実を目指す。（平成30年1月末時点において国民生活センター、東京都消費生活総合センター及び警視庁サイバー犯罪相談窓口等の6機関と連携している。）

<指標5：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティに係る人材育成プログラムの提供（上記1．（2）関連）>

第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターが提供する

人材育成プログラムについて、延べ551名の受講者を目指す。

[指標水準の考え方]

平成29年7月に開講した中核人材育成プログラム（長期）の第1期受講者が76名であるが、当該プログラム受講の働きかけ、プログラムの見直しや開発等により、第四期中期目標期間中に平均して30%程度増加した水準（100名/年）を目標とする。

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

<指標6：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進（上記1.（2）関連）>【基幹目標】

第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の取組を延べ871件程度行い、当センターの事業効果が、当該受講者の得た知見を通じて、更に当該企業の関係者及び組織全体や社会全体に均てんしていくことを目指す。

[指標水準の考え方]

産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、セキュリティ強化のために具体的な取組を行うことを目標として設定。

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

[重要度高・優先度高・難易度高]

サイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベント開催、また、その後の経済・社会活動の安定確保を図るため、社会インフラ・産業基盤関連分野における情報セキュリティ対策の促進は、我が国における喫緊の重要課題であり、優先すべきものである。さらに、本指標は、IPAが提供する人材育成プログラムの成果として、受講者がプログラム受講後に実際に取り組んだ演習実施、ポリシー策定等の成果（アウトカム）について、第四期中期目標期間における人材育成プログラムの受講者の目標値と同数の確保を目指すチャレンジングな水準の目標である。

2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化

第4次産業革命（IoT、BD、AI等）の進展により、先端ICTに関する市場は拡大していくことが見込まれているとともに、時代を切り拓く突出した能力を持つ人材及びICT社会基盤を支える人材の質及び数の確保が不可欠となっている。このため、第四期中期目標期間においては、第三期中期目標期間で取り組んだ高度なIT人材の発掘・育成・支援を継続しつつ、そうした人材のネ

ネットワーク形成や I T 人材の裾野拡大を推進していく。

(1) 優れた I T 人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

- ・ I T の活用によりイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア・技術等を有する突出した I T 人材の発掘・育成及び突出した I T 人材が持つイノベーティブな技術シードの磨き上げを通じた産業界をけん引・リードしていく人材の育成
- ・ 若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成
- ・ 情報処理安全確保支援士制度に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）の実施及び普及促進
- ・ 優れた I T 人材の交流の場の提供等による人的ネットワーク活性化促進

(2) I T 人材の裾野拡大

- ・ I T を取り巻く環境変化を踏まえた情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施並びに応募者数の増加に向けた取組の実施
- ・ アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験の実施

【指標】

本事業（上記 2.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、我が国の成長戦略の柱として位置付けられている I T に関する戦略の実現のためには、本事業における新たな価値を生み出す人材や、高度セキュリティ人材の育成や I T 人材の裾野拡大が重要であるため以下の指標を設定する。

< 指標 1：未踏事業修了生の成果（上記 2.（1）関連） > 【基幹目標】

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第四期中期目標期間中の合計数延べ 62 件を目指す。

[指標水準の考え方]

第四期中期目標期間における毎年度の未踏関係事業の修了生を約 50 名以上と想定し、その効果目標として、新技術の創出としての知的財産権に関する出願・登録数、企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチングの成立件数を合わせて、直近年の起業・事業化見込み（5 件）から倍増の毎年度 10 件を目安とし、5 年間累計で 50 件を目指す。

※数値目標を見直し、令和 4 年度目標値の引き上げを実施。

[重要度高・優先度高・難易度高]

「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月閣議決定）や「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月閣議決定）において I T 戦略は我が国の成長戦略の柱として位置付けられており、I o T、B D、A I 等の実用化に

伴う第4次産業革命が世界規模で進展する中、先端ICTに関する市場の拡大や、今後の技術革新の加速化等への対応の観点から、時代を切り拓く突出した能力を持つ人材及びICT社会基盤を支える人材輩出を目指す本取組は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、未踏関係事業の修了生が実際に新技術の創出、新規起業・事業化といった新たな社会価値（アウトカム）を創出することをチャレンジングな水準で目指す目標である。

<指標2：セキュリティ・キャンプ修了生の活動（上記2.（1）関連）>

【基幹目標】

セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数（キャンプ講師、チューター含む。）について、第四期中期目標期間中の合計数延べ237名を目指す。

[指標水準の考え方]

第四期中期目標期間中のセキュリティ・キャンプの効果目標として、修了者による全国大会及び地方大会の講師・チューター数、各種講演会・勉強会での講師数を、第三期中期目標期間の実績値（年平均29名）から約1.5倍増の毎年度45名を目安とし、5年間累計で225名を目指す。なお、講師やチューターとして活躍できる人材は、単なる修了生ではなく、ホワイトハッカーなど第一線で活躍できる非常に高いスキルと社会的信頼性をもつ人材とする。

※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

[重要度高・優先度高・難易度高]

加速化するICTの利活用拡大につれて、サイバー攻撃への対応が急務となっており、あらゆる組織、ヒト、モノがつながっていくIoT社会の実現に向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の育成・確保を図ることは、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、IPAの活動の成果として、第一線で活躍できる非常に高いスキルを持った修了生を第三期中期目標期間の実績（年平均29名）から約1.5倍（年平均45名）とするチャレンジングな水準の目標である。

<指標3：情報処理安全確保支援士の活動（上記2.（1）及び（2）関連）>

情報処理安全確保支援士が保有している知識やスキルを発揮して、情報セキュリティに関連する業務遂行がなされたとする値について、第四期中期目標期間の最終年度に75%を目指す。

[指標水準の考え方]

第四期中期目標期間の初年度に情報処理安全確保支援士（RISS）の効果目標として、RISSに対するアンケートによりRISSの活躍指標を測定することとし、最終年度に75%まで達成できることを目指す。

<指標4：情報処理技術者試験制度の活用（上記2.（2）関連）>

I T人材の裾野拡大を図るため、I Tを提供する側だけでなく、I Tを利用する側も含めた企業における情報処理技術者試験の活用割合について、毎年度、55%以上を目指す。

[指標水準の考え方]

情報処理技術者試験の活用割合（平成26年度から28年度の直近3か年平均54.3%）から、55%以上と算定。なお、I Tに係る最新の動向を踏まえた試験内容に適宜更新等を行うことで、企業における認知度を向上させ、活用割合を確保する。

3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化

第4次産業革命（I o T、BD、A I等）のイノベーション（新技術）は本格的な普及段階を迎え、あらゆる産業や社会生活に取り入れることで様々な社会的な技術課題が起り得る。このため、第四期中期目標期間においては、最先端の技術動向や課題をいち早く捉え、臨機応変かつ迅速に社会実装を推進し、企業や国民が安全に活動できるICT社会イノベーションの基盤となるよう、とりわけ、調査・分析及び情報発信の機能を強化することとする。

また、新技術に対応するI T人材に求められるスキル変革の方向性について、新たなI Tスキル標準として整備を行い、社会に発信していく。

さらに、「改正法」の成立を受け、国は、経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示する指針（デジタルガバナンス・コード）を策定し、同指針を踏まえた優良な取組を行う企業の認定制度を整備することとなった。IPAにおいても、改正法に基づき、同認定に係る事務を着実に実施するとともに、民間事業者が、新たなデジタル技術の活用を前提とした経営体制を強化し、その取組が市場から評価され、積極的な投資が行われることを目指す改正法の趣旨に則り、ICTに関する調査・分析に係る専門機関として、認定制度の効果的な運用に向けた支援を行っていく。

また、改正法において、異なる事業者間や社会全体でのデータ活用を容易にするため、異なるシステムを連携する上で必要な共通の技術仕様（アーキテクチャ）の設計や関連調査、普及促進等を行うことがIPAの業務として追加されたことを受け、同業務を実施していく。

（1）ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信

- ・ ICTに関する技術動向やI T人材に関する動向等の調査・分析及び社会実装の促進等につながる情報発信の強化
- ・ ICTの安全性・信頼性等の脅威となる情報の収集・調査能力及び分析能力の強化
- ・ 組込みソフトウェアを始め、情報処理システムに関する実態調査・分析及び情報発信
- ・ I o Tによる地域課題の解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人

材育成等の活動情報の収集整理及び発信を通じた地域経済活性化に取り組んでいる地方公共団体、民間企業等への支援

(2) ICTの新たな技術等に関する基準・指針・標準の整備及び情報発信

- ・ICTに関する新しい技術の社会実装に必要な指針・ガイドラインの整備・見直し及び普及
- ・改正法に基づく、デジタル経営に係る認定事務の着実な実施
- ・指針・認定制度の効果的な運用に向けた、事業者への情報支援、民間のデジタル経営の実態把握、関連のツール・ガイドラインの整備・普及
- ・データを組織・産業横断的に活用する技術の社会実装に向けた共通の技術仕様（アーキテクチャ）の設計・普及を継続的に行う機能の整備
- ・IoTシステムや組込みソフトウェア等の高度化、生産性・信頼性向上に向けた指針・ガイドライン等の整備及び普及
- ・製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法・技術の活用及び普及
- ・重要性の高い基準・指針等の国際標準化への取組
- ・第4次産業革命への対応を含めた最新の技術動向にも対応したITスキル標準の継続的な見直し及び経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」の運用支援
- ・官民データの利活用促進のための技術標準、データ標準の整備、環境整備、ガイドラインの整備及び普及

(3) 海外機関との連携促進

- ・海外有力機関との連携を通じて、ICT等に関する技術等の最新情報の交換及び技術共有を行い、調査報告書等に反映

【指標】

本事業（上記3.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、本事業は、第4次産業革命の進展に伴い、IoT、BD、AI等といった新たな技術の社会実装に際して起こり得る様々な技術課題等に対応していくものであるため、以下の指標を設定する。

<指標1：ICTに関する技術動向等の調査・分析・情報発信（上記3.（1）及び（3）関連）>

IIPAが取りまとめたICTに関する技術動向等の白書及びICTに関する調査等の報告書について、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間中における当該数以上を達成する。

[指標水準の考え方]

IIPAが取りまとめた報告書等が企業や国民に受け入れられているかどうかを測る普及件数の年間平均値を指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。

※第三期中期目標期間のうち平成28年度までの報告書等の普及件数の年間平均は

159, 661件であるが、この実績値は第二中期目標期間の実績値（43, 812件）の3.6倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。
※数値目標を見直し、令和4年度は442, 764件以上を目標とする。

<指標2：ICTに関する指針やガイドラインの提供及び普及促進（上記3.（2）関連）>【基幹目標】

I PAが整備したICTに関する指針やガイドラインについて、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間における当該数以上を達成する。さらに、当該指針やガイドラインの利用者又は想定される利用予定者に対し、セミナー等において役立ち度（見込）を調査し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を第四期中期目標期間中に3分の2以上を確保する。

[指標水準の考え方]

I PAが技術動向等の白書及びICTに関する調査等を踏まえて整備した指針やガイドラインが企業や国民に受け入れられているかどうかを測る普及件数の年間平均値を指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。さらに、当該指針やガイドラインが企業や国民にとって、ICTに関する新しい技術等の社会実装や製品・サービスの生産性・信頼性向上に有用であるかどうかを測る役立ち度（見込）を指標として設定し、第四期中期目標期間中に目標値の達成を目指す。

※第三期中期目標期間のうち平成28年度までの指針やガイドラインの普及件数の年間平均は435, 663件であるが、この実績値は第二期中期目標期間の実績値（118, 675件）の3.7倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。

※数値目標を見直し、令和4年度は1, 237, 169件以上を目標とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

本指標は、第4次産業革命に伴う有望成長市場の創出に必要な新たな技術の社会実装推進を図るものであり、政府の成長戦略の達成や、世界最高水準のICT利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活を実現するうえで重要かつ優先すべきものである。また、変化の激しいICTの世界において、新しい技術動向等をいち早く捉え、それを迅速に対応していくこと自体がチャレンジングであることに加え、I PAの成果普及の量的・質的の両面から高水準を目指す、意欲的な目標である。

<指標3：ITスキル標準の浸透（上記3.（2）関連）>

I o T、BD、AI等の進展による今後のIT人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等の調査、並びにスキル変革に求められる指標として整備・発信する新たなITスキル標準に関する情報アクセス数について、平成25年度から平成28年度の年度当たり平均アクセス数以上を達成する。

[指標水準の考え方]

I PAが整備したITスキル標準等が企業や国民に受け入れられてい

るのかどうかを測る指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。

- ※平成25年度から平成28年度の年度あたり平均アクセス数は29,269件。これは、日本のIT企業数（約3万社）が平均して年1回程度アクセスしていると想定される水準であり、第四期中期目標期間においても同水準の達成を目指す。
- ※数値目標を見直し、令和4年度は196,073件以上を目標とする。

<指標4：企業におけるデジタル経営改革の推進（上記3.（2）関連）>

デジタル経営改革に向けDX推進指標による自己診断実施組織数について、第四期中期目標期間終了時点で600組織以上とする。

[指標水準の考え方]

DXを促進するためにIPAが行うDX推進指標の普及やベンチマーク分析、ガイドラインの策定、認定制度の運用などが、企業の自己診断を促すことにどの程度つながったかを測る指標として設定し、第四期中期目標期間中に目標値の達成を目指す。

- ※令和元年7月31日に経産省がDX推進指標を公表した直後約3ヶ月間、経産省自らが診断結果を収集した組織数は244件。その後、IPAは年間約90件ペースで収集。このままのペースでは第四期中期目標期間終了時点では500件強となるため、さらに努力目標として100件程度を課し、600件とする。

<参考：デジタルトランスフォーメーション（DX）の定義>

「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」

<指標5：アーキテクチャ設計に関する機能の強化（上記3.（2）関連）>

各省各庁又は事業者の依頼に応じて、特定の技術、製品、企業、業界等に偏りがない中立的なアーキテクチャについて、3分野（①規制のスマート化や高度化が求められる分野、②公的部門において共通のITシステムを開発すべき分野、③業種横断的なシステム連携が見込まれ、サービス開発基盤として整備が求められる分野）で取り組みを開始し、第四期中期目標期間終了時点までに以下の指標で6以上を達成する。ただし、そのうち少なくとも1件以上は、第2段階までを終了し、成果を公表すること。

進捗指標：アーキテクチャ設計に取り組む案件毎の進捗段階（※）の総和

※ アーキテクチャ設計の進捗段階の考え方

第1段階：取組の目的や背景にある課題・ニーズについてステークホルダー間で整理を行い、アーキテクチャ設計に関する方針を固め、公表する。

第2段階：コンセプトやターゲットとする範囲、フレームワーク等について固めた上でアーキテクチャの設計を行い、また社会実装に向けて、標準や規制等に反映すべき部分の抽出・検討や、継続運用・改定のための体制整備等を含む計画の検討を

行った上で、セット版として公表する。

[指標水準の考え方]

特に政策的に取り組む必要性が高い分野について優先的にアーキテクチャ設計を行うために、対象とすべき3分野について必要なステップを踏みながら設計・成果物の公表が行われているかどうかを測る指標として設定。取組案件毎の進捗度合いは一定でないと見込まれること、第2段階の達成が特に重要と考えられることから、各段階毎に、第1段階：1、第2段階：3とし、全取組案件のうち少なくとも1件以上は第2段階まで進めた上で、総和で進捗度を測る。

IV 業務運営の効率化等に関する事項

1. 機動的・効率的な組織及び人材育成の強化等

- (1) 政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。
- (2) 組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、各事業や業務運営の継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行う。
- (3) IPAに期待される役割の拡大に対応するため、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見や経験の蓄積が重要との観点から、中長期的な人材育成を見通した人事制度・人員体制への見直しを行う。
- (4) 専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化等）を図るとともに、官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。

2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。

3. 調達効率化・合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争

入札等によることとし、その取組状況を公表する。

- (2) 企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

4. 業務の電子化等による業務運営の効率化

- (1) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO(Project Management Office)を支援するためのPMO(Portfolio Management Office)の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについて、投資対効果を精査した上で整備する。

上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。

- ・ PMOの設置及び支援実績
- ・ 情報システム整備に係る投資対効果の精査結果
- ・ 情報システム経費

- (2) IPAの事務手続きの簡素化・効率化を図るため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)に基づき、引き続き、業務の電子化の促進やシステムの最適化等の検討を行い、順次改善を進める。また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。さらに、機構業務のデジタルトランスフォーメーション(IPA-DX)について、内部の業務改革推進の観点、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む等、デジタル技術を活用した取組を行う。加えて、これらを円滑に行うことを可能とするため、事業運営基盤の見直し、ITガバナンスの構築に取り組む。

上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。

- ・ クラウドサービスの活用実績
- ・ オンライン手続(申請等)の利用率
- ・ 新たに公開したデータ種類数
- ・ 他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績
- ・ 政府が整備する共通機能等の活用実績
- ・ RPAやチャットボット等の導入
- ・ WEBデータに基づく企業のDX活動の自動分析・評価の導入

- (3) 生産性向上の観点から「働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。

V 財務内容の改善

1. 運営費交付金の適切な執行管理

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に
応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行し、
各年度期末における運営費交付金債務残高を抑制する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人基準研究会、
平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業
務達成基準による収益化が原則されたことを踏まえ、引き続き、適切に収益
化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
- (3) 決算情報の公表の充実等、引き続き、IPAの財務内容等の透明性を確保
する。

2. 自己収入の確保及び拡大

- (1) 自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担
能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、
経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていくこととする。
- (2) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これら
の試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数の増加に向けた取組を実
施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善にも取り組む。

3. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

- (1) 地域事業出資業務については、繰越欠損金を減少させるため、第四期中期
目標期間中に経常収益合計で1億円以上確保する。
そのために、地域ソフトウェアセンターに対して指導・助言等を積極的に
行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。
- (2) また、経営状況が改善せず、地方自治体・地元産業界からの支援も得られ
ない場合は、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組
を促すものとする。

4. 金融業務（債務保証業務）の適切な管理

債権の適切な管理等必要な業務を継続して行う。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の強化

- (1) 引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律
第66号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）
及び「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」につい
て」（平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知）
において定められた内部統制の推進及び充実を図る。
- (2) 第三期中期目標期間中に、内部統制委員会、監事室、コンプライアンス統
括室を設置し、内部統制の推進及び充実を図ってきたところ、これに加えて、
理事長の指示の下、役員（理事長及び理事）及び各部門の長で構成される「業

務運営方針検討会」を設置し、各部門の施策、将来ビジョンや業務の必要性、連携の可能性などについて議論する等の取組を実施した。第四期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続してこのような取組を推進し、組織のPlan・Do・Check・Action（PDCA）機能の充実を図る。

2. 情報管理及び情報セキュリティの確保

- (1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。
- (2) IPAは、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の制定・改正を実施し、IPA自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。

3. 戦略的な広報の推進

- (1) IPAが実施する事業の内容及び成果を、最も効果的な広報手法を検討した上で積極的に実施し、広く国民の理解を得るとともに、IPAの認知度の向上に努める。
- (2) 利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。
- (3) 国民一般に対してきめ細やかな情報提供を行うため、報道発表・取材対応に加え、IPAが有するメーリングリストや、外部の情報発信ツール等を活用し、継続的な情報発信を行うとともに、IPAの情報を継続的に受け取る登録者を増加させる活動を行い、第四期中期目標期間中において60,000人以上の登録者を追加する。

4. 人事に関する事項

情報セキュリティ対策の実現、IT社会の動向調査・分析・基盤構築、IT人材の育成等の事業を実施するうえで必要となる専門性を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針を策定する。

以 上

■ 情報処理推進機構 (IPA) に係る国のIT政策

